

## 「JABEE 認定ロゴ」使用の手引

一般社団法人日本技術者教育認定機構

### 1. JABEE 認定ロゴ使用の目的

JABEE は、「JABEE 認定プログラム」の社会での認知度向上と、技術者教育認定制度普及のために、「JABEE 認定ロゴ」を定め、各認定プログラムの申請に基づきその使用を認め、認知度の向上と積極的な制度の普及に努めています。

この度、当機構の英文呼称を Japan Accreditation Board for Engineering Education から「JABEE」に変更しました。これに伴い、認定プログラムで使用されてきた「JABEE 認定ロゴ」を新しいものに変えました。(次項 2-(2) 参照)。

今後、新たに使用申請をいただいた教育機関、若しくは認定プログラムについては新しい「JABEE 認定ロゴ」をお使いいただきます。

なお、既に従来の認定ロゴをご使用いただいている教育機関、若しくは認定プログラムについては継続してご使用いただいてもかまいません。また、新しい認定ロゴをご希望の場合は、申請書によりその旨ご連絡をお願いいたします。

### 2. 使用可能の範囲

(1) 「JABEE 認定ロゴ」は、JABEE 認定プログラムだけに使用可能です。認定されていないプログラムへの使用は認められません。また、認定プログラムと認定されていないプログラムが混同されるような使用も認められません。

(2) 認定年度ごとに、以下に表示する JABEE 認定ロゴについての使用を認めます。

「JABEE 認定ロゴ」



この「JABEE 認定ロゴ」を付したプログラムは JABEE により認定されたプログラムであることを示し、数字はそれぞれの認定年度を示します。

### 3. 使用細則

(1) 「JABEE 認定ロゴ」を使用するためには、所定の「JABEE 認定ロゴ使用申請書」の様式により申請し、許諾番号を得ていただきます。

(2) 「JABEE 認定ロゴ」の使用可能な期間は、当該認定プログラムが認定の通知を受けた時点からその認定期間が終了するまでとします。  
使用可能な期間以外の使用は認められません。

(3) 「JABEE 認定ロゴ」の画像データは、必ず認定年度に応じて JABEE から送付された電子データを原データとして使用していただきます。  
文字や記号の追加・削除は認められません。また、文章などの表記を追加する場合は内容を同時に申請し、JABEE の許諾を得てください。

(4) 「JABEE 認定ロゴ」の部分使用は認められません。また、ぼかし・影付きなどの効果の追加も認められません。

(5) カラーで使用する場合は色の指定の通りとし、色の変更は認められません。また、単色で使用する場合は「黒色」とし、白黒の反転は認められません。

(6) 「JABEE 認定ロゴ」のロゴイメージを変更する以下のような使用は認められません。

1. 枠をつける。
2. 他のデザインの中に組み込む。
3. 文字を重ねる。

(7) 縦横比の変更は認められません。  
適宜縮小・拡大することは可能とします。但し、名刺への使用の場合を考慮し、外径 1.5 cm の大きさを最小サイズとします。

(8) 「JABEE 認定ロゴ」を使用する媒体は、

1. 認定プログラム及び当該プログラムを運営する教育機関のウェブサイト、学校案内パンフレット等の印刷物。
2. 当該プログラムの修了証書。
3. 当該プログラムの担当教員の名刺。

但し、認定対象となっていない教育プログラム名称と混同するような表示は認められません。

また、ウェブサイトのトップページに使用する場合で同一教育機関に複数のプログラムが認定されている場合は、認定年度の早いものを代表として使用できます。

この場合は、下位のページで認定プログラムごとに個別の表示を行い、認定対象となっていないプログラムと明確に区別できるようにしていただきます。

その他の目的又は使用方法については、JABEE 事務局に確認をお願いします。

(9) 「JABEE 認定ロゴ」を他のロゴなどと並列して使用する場合は、「JABEE 認定ロゴ」のイメージを損なわないように必要な間隔を空けるなどの対策をとっていただきます。

(10) 「JABEE 認定ロゴ」をウェブサイト上で表示される場合は、可能な限り日本技術者教育

認定機構ウェブサイトへのリンクを設定するようご協力をお願いします。

(日本語 : <http://www.jabee.org/> 英語 : <http://www.jabee.org.english/> )

(11) 「JABEE 認定ロゴ」の使用に伴う費用は全て使用者側の負担となります。  
また、「JABEE 認定ロゴ」の使用により発生する問題について、JABEE は一切その責任を負いません。

(12) 以上の内容を逸脱して使用した場合は、JABEE はその許可を取り消します。

(13) 上記の他は、商標法その他の法令に準じます。

#### 4. ロゴ併記する文章表記

(1) 表記例-1

- (a) プログラム名称
- (b) JABEE 認定基準適合
- (c) JABEE 認定技術者教育プログラム

(2) 表記例-2

- (a) プログラム名は〇〇〇〇年度に日本技術者教育認定機構（JABEE）により  
認定された技術者教育プログラムです。

その他、併記される予定の文章内容については JABEE 事務局にご相談下さい。

#### 5. JABEE 認定ロゴについての問い合わせ先・申請書送付先

一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）

事務局 広報担当

TEL : 03-5439-5031

FAX : 03-5439-5033

E-Mail : [koho@jabee.org](mailto:koho@jabee.org)